

# 第Ⅴ期宮城県公社等外郭団体改革計画

平成30年3月策定

宮 城 県

# 目 次

第1	本計画の目的.....	1
第2	計画期間.....	1
第3	計画策定の方向性.....	1
1	これまでの経緯.....	1
2	これまでの主な取組成果.....	2
3	IV期計画での取組成果.....	4
4	県と公社等を取り巻く外部環境の変化.....	5
5	今後の方向性.....	5
第4	計画の取組内容.....	6
1	公社等の指定.....	6
2	改革の進め方.....	6
3	公社等外郭団体経営評価委員会の役割.....	9
4	県の取組.....	10
5	公社等の取組.....	12
第5	進行管理等.....	15
1	行政改革推進本部における進行管理.....	15
2	公社等外郭団体総合調整委員会における審議.....	15
3	公社等の自己管理等.....	15
4	進行管理状況の公表.....	15
○	公社等外郭団体 一覧（平成30年度指定 53団体）.....	17
○	平成30年度に指定する公社等外郭団体の分類.....	19
○	改善支援団体に対する県の改革の進め方（10団体）.....	20

## 第1 本計画の目的

本計画は、平成17年4月に施行された「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」（以下「公社等条例」という。）の趣旨である県及び公社等外郭団体<sup>1</sup>（以下「公社等」という。）が、それぞれの役割及び責任の分担を明確にし、公社等の自律<sup>2</sup>性を高め、両者が協働して、県民福祉の向上に努めるため、社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復興における役割を果たすとともに、復興後のステージを見据えた役割等を考慮しながら、公社等の役割・意義を問い直し、公社等への県の関与の適正化及び公社等の自立的運営の更なる促進を図ろうとするものです。

## 第2 計画期間

平成30年度から平成33年度までの4か年

## 第3 計画策定の方向性

### 1 これまでの経緯

県及び公社等は、県の関与の在り方の見直しや公社等の運営改善を通じ、それぞれの役割及び責任の分担を明確にし、公社等の自律性を高め、両者が協働して、県民福祉の向上に努めてきました。

平成9年度から公社等の見直しに着手し、公社等に対する県の関与の見直しと運営改善に関する取組方針や計画を定めながら取組の推進を図り、平成18年8月に策定した「第Ⅱ期宮城県公社等外郭団体改革計画」以後、平成26年3月に策定した「第Ⅳ期宮城県公社等外郭団体改革計画」（以下「Ⅳ期計画」という。）まで、4年毎に順次改訂を行い、経営改善を働き掛ける団体の改革の方向性を示し、必要な助言又は指導を行ってきました。

なお、平成23年3月には、県議会に設置された「県出資団体等調査特別委員会」において調査審議対象となった公社等6団体<sup>3</sup>に関する団体の在り方と改革の方向性について、提言が示されました。特に、宮城県住宅供給公社及び一般社団法人宮城県林業公社の2団体については、公社等の借入金を整理し、公社等の財政健全化と県の将来的な財政負担を抑制するため、第三セクター等改革推進債<sup>4</sup>を活用して抜本的な経営改善に取り組みました。また、仙台空港鉄道株式会社についても、県が鉄道施設の一部（土地や橋脚など）を買い取り、その施設を鉄道会社が借り受け、鉄道事業を継続していく上下分離を行うなど、経営の改革に取り組みました。

年度	取組内容
平成9年度	新しい県政創造運動の中で、公社等の見直しを位置づけ
平成11年度	公社等外郭団体に対する県の関与の見直し、団体の運営改善の促進等に向けての取組方針の策定
平成13年度	「公社等外郭団体の見直し方針」及び「公社等外郭団体見直し計画」の策定
平成15年度	「公社等外郭団体改革計画」の策定
平成16年度	「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」制定（平成17年4月施行） ※議員提案条例
平成18年度	「第Ⅱ期宮城県公社等外郭団体改革計画」策定
平成22年度	「第Ⅲ期宮城県公社等外郭団体改革計画」策定（平成24年度及び平成25年度に震災の影響を踏まえて一部改訂） ※県議会「県出資団体等調査特別委員会からの提言」
平成26年度	「第Ⅳ期宮城県公社等外郭団体改革計画」策定

<sup>1</sup> 公社等条例及び同条例施行規則に基づき、県が毎年度指定する団体。指定要件は「第4 計画の取組内容 1 公社等の指定」で解説しています。

<sup>2</sup> 本計画では、公社等が自ら策定した経営方針に基づき、かつ、マネジメント力を生かして経営を行うことを「自律」、公社等が県からの財政的支援、人的支援、その他の関与を受けることなく事業を展開することが可能な状態を「自立」と表記しています。

<sup>3</sup> 宮城県土地開発公社、社団法人宮城県農業公社、社団法人宮城県林業公社、宮城県道路公社、仙台空港鉄道株式会社、宮城県住宅供給公社の6団体（対象時点の団体名で表記）

<sup>4</sup> 「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第33条の5の7の規定に基づき、地方公共団体が平成21年度から平成25年度の間に関与、第三セクター等の抜本的改革のために必要な経費を、議会の議決等の手続きを経て、地方債の対象にできる特例措置。

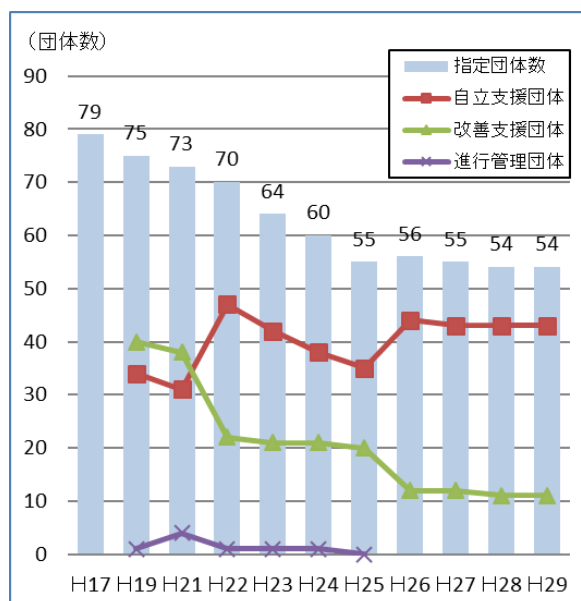
## 2 これまでの主な取組成果

### (1) 指定団体・分類の推移

(単位：団体数)

年度	指定団体数	団体分類内訳		
		自立支援団体	改善支援団体	進行管理団体
H17	79			
H19	75	34	40	1
H21	73	31	38	4
H22	70	47	22	1
H23	64	42	21	1
H24	60	38	21	1
H25	55	35	20	0
H26	56	44	12	
H27	55	43	12	
H28	54	43	11	
H29	54	43	11	

※各年度当初における指定団体数



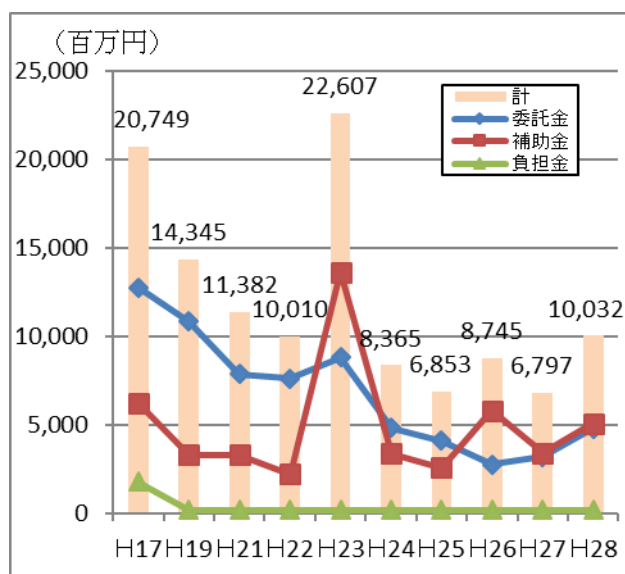
これまでの公社等外郭団体改革の中で、公社等の必要性を検討しながら統廃合や出資引揚、経営改善等の取組を行ってきたところ、公社等の要件に当てはまる団体が減り、平成29年度は、平成17年度と比べて25団体減の54団体となりました。

なお、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)等のいわゆる公益法人制度改革関連三法<sup>5</sup>に基づく新公益法人制度への移行により、従前の社団法人・財団法人は一般社団法人・一般財団法人又は公益社団法人・公益財団法人に移行するか、若しくは、移行せず解散する手続きを行うこととなりました。そのため、公益法人制度改革における移行期間中の平成21年度から平成25年度は大幅に団体数が減少しました。また、東日本大震災により解散を余儀なくされた団体もありました。

### (2) 県の財政的関与の状況

(単位：百万円)

年度	委託金	補助金	負担金	計
H17	12,762	6,219	1,768	20,749
H19	10,848	3,308	189	14,345
H21	7,884	3,300	198	11,382
H22	7,612	2,200	198	10,010
H23	8,813	13,615	179	22,607
H24	4,805	3,386	174	8,365
H25	4,107	2,571	175	6,853
H26	2,757	5,813	174	8,745
H27	3,199	3,425	172	6,797
H28	4,772	5,072	188	10,032

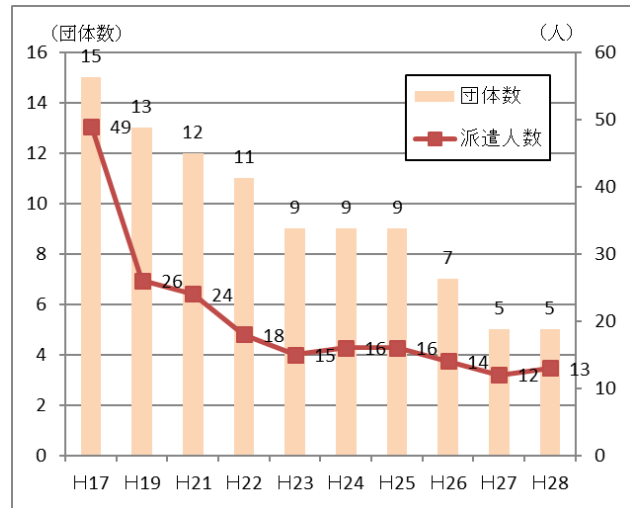


<sup>5</sup> 平成20年12月から施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号)及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)の三法。

県の財政的関与は、東日本大震災の被害により、復旧に向けた補助金や貸付金などが増加したため、一時的に増える結果となりました。また、震災被害により、負債が増大して運営状況が悪化した公社等がある一方で、復旧・復興に向けて業務が拡大している公社等もあります。

### (3) 県職員の派遣状況

年度	団体数	派遣人数	派遣人数	
			常勤役員	常勤職員
H17	15	49	2	47
H19	13	26	2	24
H21	12	24	1	23
H22	11	18	2	16
H23	9	15	1	14
H24	9	16	1	15
H25	9	16	1	15
H26	7	14	1	13
H27	5	12	1	11
H28	5	13	1	12

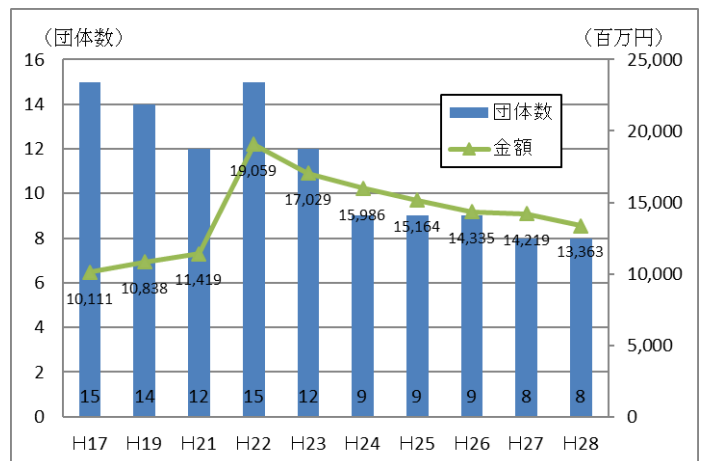


県職員の公社等への派遣については、県の施策推進のために人的援助が必要な場合や、県からの業務受託等に伴い県職員の支援が真に必要なものに限るものとし、平成17年度と比べて10団体、36人減少し、平成28年度は5団体、13人となりました。

### (4) 累積欠損金の状況

(単位:百万円)

年度	団体数	指定団体数に対する割合	金額
H17	15	19.0%	10,111
H19	14	18.7%	10,838
H21	12	16.4%	11,419
H22	15	21.4%	19,059
H23	12	18.8%	17,029
H24	9	15.0%	15,986
H25	9	16.4%	15,164
H26	9	16.1%	14,335
H27	8	14.3%	14,219
H28	8	14.8%	13,363



累積欠損金は、東日本大震災による損失や営業停止等により大幅に増加しましたが、県と協同して収益の確保、経費削減や効果的施策の検討及び実施等による累積欠損金の縮減に向けた施策を展開しており、団体数及び金額ともに減少しつつあります。

### 3 IV期計画での取組成果

IV期計画に基づく取組により、公社等の出資引揚、委託の在り方の見直し、県職員の派遣の適正化、累積欠損金のある団体の減少など、県の公社等への関与の見直しや自立的運営の促進が図られたほか、公社等においても、自ら経営状況の評価等を行い、自律的な経営に取り組み、運営改善に一定の成果が得られました。

特に、一般財団法人宮城県下水道公社は委託の在り方の見直しを行い、公募による指定管理者となりました（平成27年度、公社等外郭団体の指定から除外）。更に、仙台国際空港の民営化に伴い、仙台空港ビル株式会社及び仙台エアカーゴターミナルビル株式会社の出資引揚を行いました。

また、公社等外郭団体経営評価委員会において「改善支援団体」に分類された11団体のうち、県が最大出資者となる8団体について調査審議を行い、重点的に経営改善に向けた指導・助言を行いました。

東日本大震災による被害により、復旧に向けた補助金や貸付金などが増加しましたが、復旧・復興が進む中、財政的関与は震災前の水準に戻りつつある状況となりました。

一方、宮城県道路公社に対するみやぎ県北高速道路工事委託や宮城県社会福祉協議会に対する新規貸付事業補助などにより県の財政的関与が高まっている公社等もあり、復旧・復興に向けた取組の中、一部の公社等の公益的役割が、県政運営においてより重要度が増している状況となりました。

#### (IV期計画当初との対比)

主な取組項目	平成26年度実績	平成29年度実績
(1)団体数	56団体	54団体 <sup>6</sup>
(2)財政的関与の状況	8,745百万円	12,356百万円
(3)県職員の派遣状況	7団体 14人	5団体 13人
(4)累積欠損金の状況	9団体 14,335百万円	8団体 13,910百万円

<sup>6</sup> 減少要因：指定要件から外れたことによる減 1団体（（一財）宮城県下水道公社）  
出資引揚による減 2団体（仙台空港ビル(株)、仙台エアカーゴターミナル(株)）  
新規設立による増 1団体（（一社）東北地域医療支援機構）

## 4 県と公社等を取り巻く外部環境の変化

公社等は、これまで行政ではカバーしきれない分野において、県と連携しながら必要な公共サービスを提供する担い手として活動し、県民福祉の向上に大きな役割を果たしてきましたが、指定管理者制度をはじめPPP・PFI等、公共サービスへの民間企業等の参入等により、公社等以外の新たな公共サービスの担い手が増えてきました。

また、本県では、東日本大震災以降、甚大な被害からの復旧・復興を県政の最優先課題とし、復興事業を重点的に進めてきましたが、今後は「復興後のステージ」も見据えた取組を、併せて推進していく必要があります。

更に、人口減少に伴う利用率等の低下による経営状況の悪化、少子高齢化に伴う労働力の減少、障害のある方々や介護・育児等個々の事情を抱えながら働く職員の増加によるワーク・ライフ・バランスを意識した経営など、社会経済情勢の変化に対応し、地方創生を意識した取組を行う必要があります。

## 5 今後の方向性

このような外部環境の変化を踏まえ、公社等には公益に果たす自らの役割及び意義を再確認し、自立した経営基盤の下で効果的かつ効率的なサービスを提供していけるよう一層の改革に取り組むことが引き続き求められています。

また、役職員の不祥事、個人情報漏洩、事故・災害などのリスク管理等の必要性が叫ばれる中、内部統制システムの構築やコンプライアンスに関する取組の強化が一層求められています。

そのため、県は、公社等を取り巻く外部環境の変化及び公社等の運営状況を的確に把握し、公社等が東日本大震災からの復興における役割を果たすとともに、復興後のステージを見据えた公社等の在り方に対応できるよう今後も適正に関与していくこととします。

具体的には、運営改善を早急に実施すべき公社等については、公社等が自立した経営基盤の下で効果的・効率的な公共サービスを提供できるよう、重点的に助言又は指導を行い、収支状況等が良好で安定的な経営を行っている公社等については関与の度合いを弱め、一層の自立的運営の促進を図ります。

## 第4 計画の取組内容

### 1 公社等の指定

本計画の対象となる公社等は、公社等条例及び同条例施行規則に規定する以下の指定要件に基づき、県が毎年度指定（以下「指定団体」という。）します。

指定要件（注）		公社等条例に定める県の役割	助言又は指導の視点・留意事項
①	県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で、県の出資割合が4分の1以上のもの	公社等が自ら行う経営評価等に対し、必要な助言又は指導を行います。また、次に掲げる事項に対し、必要に応じて助言又は指導を行うこととされています。	助言又は指導は、公社等の自律的運営及び他の出資者等の利益を損なわないよう配慮しながら実施することとされています。
② i	県の出資割合が5分の1以上4分の1未満であり、かつ県が当該法人の最大株主又は最大出資者となっているもの	(1) 公社等の目的に照らし、適切な内容の事業を効果的・効率的に実施すること。	特に、県の出資、出えん等の割合が2位以下の団体については、主導的役割を果たす他の出資者の意向に配慮します。
② ii	県の補助金等 <sup>7</sup> が、総収入の4分の1以上のもの	(2) 理事、監事その他の役員について、適任者を選任すること。	県の財政的関与の適正化に努めます。
② iii	その他、県の施策との関連性、法人設立への県の関与の程度等から、①に準じて取り扱う必要があるもの	(3) 適切な会計処理、安全・確実な資産運用等、適正な財務運営に関すること。  (4) 公社等の統廃合、解散、民営化又は法人形態の転換を行うこと。	県の施策との関連性、法人設立への県の関与度合等に応じて必要な助言又は指導を行います。

(注) ①は、公社等条例第2条第1号、②iから②iiiまでは同条例施行規則第2条第1項第1号から第3号までに規定する指定要件。

指定に当たっては、前年度の出資割合及び前々年度の決算状況を踏まえ、①→②i→②ii→②iiiの順に団体をチェックし、該当した要件が指定要件となります（要件が重複している場合は、上位の要件を指定要件としています）。

### 2 改革の進め方

公社等が自律性を高め、県と協働して県民福祉の向上に向けたサービスを提供していくためには、公社等の経営基盤の強化が不可欠です。

指定団体については、公社等の設立目的の有効性や業務実施主体の代替性の観点から、現時点での公社等の役割・意義について検証するとともに、経営状況や業務に対する今後の需要見込みにより経営基盤の健全性について検証した上で、「改善支援団体」、「自立支援団体」及び「進行管理団体」の3つに分類することとします。

指定団体の分類は、毎年度の公社等の指定に併せ、本計画の進行管理の中で行うものとしします。

<sup>7</sup> 補助金、委託金及び負担金並びに指定管理者制度を導入している公の施設の利用料金の合計



(検証の視点)

検証事項	視 点
設立目的の有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 団体設立に至った背景, 設立目的</li> <li>◇ 団体を取り巻く社会経済状況等の変化</li> <li>◇ 団体の設立目的・事業内容と県の施策方針との整合性</li> <li>◇ 団体の事業内容と設立目的との整合性 など</li> </ul>
業務実施主体の代替性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 団体の設置根拠 (法令による義務付けの有無)</li> <li>◇ 他の事業主体 (他の公益法人, 民間企業, NPO法人等) が行う事業との競合関係</li> <li>◇ 団体の事業を県直営で行うことの可否 など</li> </ul>
業務に対する今後の需要見込	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 県からの財政的関与 (補助, 委託など) を除いた業務の見込み</li> <li>◇ 団体が行うサービスの利用率や業務実績等の推移</li> <li>◇ 新規事業の可能性 など</li> </ul>
経営状況 (指標との対比)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ [公益法人] 正味財産増減額と収支相償の状況 (正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。収支相償を満たしているか。)</li> <li>◇ [公益法人以外] 一般正味財産増減額・経常損益の状況 (一般正味財産は減少していないか。 ／経常損益は連続で赤字を計上していないか。)</li> <li>◇ 正味財産比率・自己資本比率の状況 (財政基盤は安定しているか。(正味財産比率・自己資本比率が30%以上である。)) 正味財産比率 (正味財産÷資産合計額×100) 自己資本比率 (資本合計額÷資産合計額×100)</li> <li>◇ 短期的支払能力の適正性 (流動比率は適正を維持しているか。(流動比率が100%以上である。)) 流動比率 (流動資産÷流動負債×100)</li> <li>◇ 補助金等依存の抑制 (総収入<sup>8</sup>に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。(3期比較)) 補助金等割合 (補助金等合計÷総収入×100)</li> <li>◇ 借入金の抑制 (借入金依存度は抑制されているか。(3期比較)) 借入金依存度 ((長期借入金+短期借入金)÷資産合計 (総資産) ×100)</li> <li>◇ 県の損失補償等の状況 (県損失補償等に係る残高は前期に比べ減少しているか。)</li> <li>◇ 累積剰余金 (欠損金) の状況 (累積欠損金を計上していないか。)</li> </ul>
その他	<p>「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(平成26年8月5日付け総財公第102号自治財政局長通知) など</p>

<sup>8</sup> 総収入の考え方 【公益法人会計】 = 経常収益 + 経常外収益 + 当期指定正味財産増加額 (正味財産増減計算書 参照)

【企業会計等】 = 売上高 + 営業外収益 + 特別利益 (損益計算書 参照)

※本計算式は、「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知)の「地方公共団体による情報公開の様式例」における考え方を踏まえたもの。

## (1) 改善支援団体

指定団体のうち厳しい経営環境等から業務実績が停滞するなど経営改善等が必要な公社等については、下記の分類方法により「改善支援団体」に分類し、県の指導を重点化します。

「改善支援団体」については、原則として公社等条例第12条に規定する宮城県公社等外郭団体経営評価委員会（以下「経営評価委員会」という。）による調査審議の対象とし、当該公社等の経営等に主導的役割を果たしている県以外の出資者がいる場合は、当該出資者の意向を尊重して、必要な範囲で調査審議を行うこととします。

また、総務省から示された通知<sup>9</sup>を踏まえ、県が主体となって公社等の経営健全化のための方針（以下「経営健全化方針」という。）を策定した公社等にあつては、「経営健全化方針」に基づく経営改革が着実に実施されるよう適切な進捗管理を行います。

### ○改善支援団体への分類方法

「改善支援団体」への分類に当たっては、次のイ～ハのいずれかの要件に該当する団体を抽出した上で、公益目的に基づく団体固有の状況のほか、前記「検証の視点」を踏まえ、分類します。

- イ 第V期宮城県公社等外郭団体改革計画進行管理等実施要綱別記様式第2号-3財務評価シートにおける「財務の健全性に関する指標」において、参考指標がC又はDとなった団体
- ロ 累積欠損金があり、第V期計画期間中(平成30～33年度)に自力解消できる見込みがない団体
- ハ 第三セクター等改革推進債を活用している団体

なお、「改善支援団体」が計画期間中に「改善支援団体」の要件に該当しなくなった場合には、「自立支援団体」への分類変更について検討します。また、分類変更に当たっては、公社等外郭団体総合調整委員会へ諮問し、団体分類の変更の可否について決定します。

## (2) 自立支援団体

指定団体のうち収支状況等が良好であり、更なる経営改善や県の関与の見直しで経営基盤の強化を目指す公社等を「自立支援団体」に分類し、所管部局（主務課）が主体となって自立的運営に向けた必要な助言又は指導を行います。

### ○自立支援団体への分類方法

「改善支援団体」の要件に該当しない団体を、「自立支援団体」とします。

なお、「自立支援団体」が、計画期間中に「改善支援団体」への要件に該当する場合は、「改善支援団体」への分類変更について検討します。また、分類変更に当たっては、公社等外郭団体総合調整委員会へ諮問し、団体分類の変更の可否について決定します。

## (3) 進行管理団体

指定団体のうち廃止又は統合することが決定し、今後本計画の指定団体から外れることが見込まれる公社等を「進行管理団体」に分類します。「進行管理団体」については、指定された公社等は所管部局（主務課）が主体となって廃止又は統合に向けた必要な助言又は指導を行います。

---

<sup>9</sup> 「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付け総財第26号総務省自治財政局公営企業課長通知）

### 3 公社等外郭団体経営評価委員会の役割

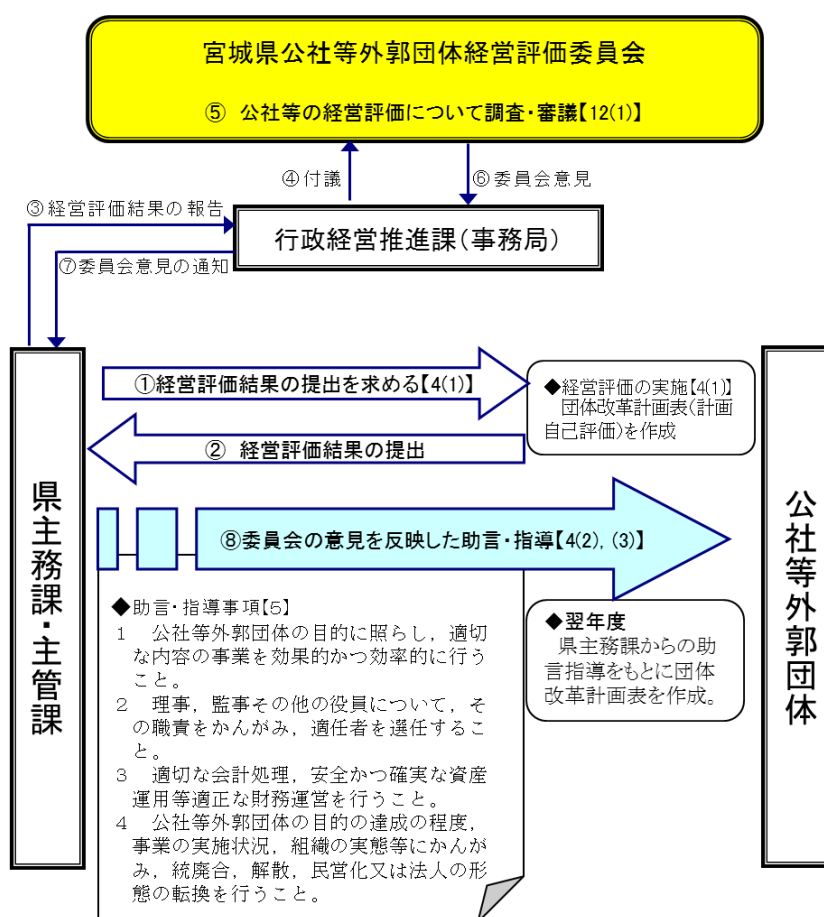
経営評価委員会は、公認会計士等の外部有識者から構成されており、「公社等外郭団体改革計画」において「改善支援団体」に分類された公社等の調査審議を行い、経営評価を行う附属機関です。

公社等の組織の在り方や業務内容等については、本来的には、独立した法人である公社等が自ら見直しを実施していくものですが、その設立及び業務運営に深く関与している県としては、公社等の経営悪化に伴い多大な財政的負担を負う可能性があり、また、公社等を通じて県民に提供するサービス内容と財政負担のバランスが崩れないよう、公社等の経営を安定させる必要があります。

このような観点から、経営評価委員会は、公社等の経営状況を専門家の立場から第三者の視点で評価・検討し、「改善支援団体」に関する財務や経営等に関する分析などの経営評価を行って、経営改善に向けた意見をまとめます。

県は、経営評価委員会の意見を聴き、その意見を公社等への助言又は指導に最大限に反映するものとしています<sup>10</sup>。

《経営評価フロー図》



※上記図における【】内の数字は、宮城県公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例における条項を表します。

<sup>10</sup> ※根拠規定:宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例

第四条 知事、教育委員会又は公安委員会(以下「知事等」という。)は、規則で定めるところにより、公社等外郭団体に対して、毎年一回、経営目標と実績の対比その他の事項について自ら経営評価を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

2 知事等は、前項の経営評価等について、必要な助言又は指導を行うものとする。

3 知事等は、前項の助言又は指導を行うに当たっては、適正かつ公平な助言又は指導を行うため、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会の意見を聴き、その意見を当該助言又は指導に最大限に反映させるものとする。

第五条 知事等は、公社等外郭団体に対し、次に掲げる事項について、必要に応じて、助言又は指導を行うものとする。

第十二条 公社等外郭団体の経営評価について調査審議するため、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会を設置する。

## 4 県の取組

県は、公社等の経営評価及び運営等に関して、公社等の自律的運営及び他の出資者等の利益を損なわないよう配慮しながら、公社等条例に基づき、団体の経営状況等に応じて、必要な助言又は指導を行います。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）の施行に基づき策定された総務省の第三セクター等の存廃も含めた抜本的改革を集中的に進めるための指針<sup>11</sup>を踏まえ、適切な対応を行います。

### （1）経営評価への支援

- 経営評価は、公社等自らが事業実施に先立ち、経営改善のための目標を設定し、事業実施後に実績を評価して、翌年度以降の経営に反映させるものです。

県は、所管部局（主務課）が主体となって、「公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応」、「組織運営の健全性」、「財務の健全性」の3つの観点から、公社等の取組や経営上の課題を踏まえ、以下の評価区分により総合的に評価し、公社等に必要な助言又は指導を行います。

なお、「組織運営の健全性」及び「財務の健全性」については、それぞれの項目に係る経営評価指標<sup>12</sup>（第V期公社等外郭団体改革計画進行管理等実施要綱別記様式第2号－2組織運営評価シート及び第2号－3財務評価シート）に基づいて参考指標を導きます。

#### 【評価区分】

A：概ね良好	：取組及び経営等が概ね良好な公社等
B：改善の余地あり	：取組及び経営上の課題が認められ、今後の改善が望まれる公社等
C：改善措置が必要	：取組及び経営上の課題が認められ、改善への対応が求められる公社等
D：大いに改善措置が必要	：取組及び経営上の課題が認められ、一層の改善への対応が求められる公社等

- 「改善支援団体」に分類された公社等については、原則として、経営評価委員会による調査審議が行われることから、所管部局（主務課）は、経営評価委員会の意見を十分に尊重して適切な助言又は指導を行います。

### （2）財政的関与の適正化

- 補助金等による財政的関与は、公社等の自立的運営の促進を図る観点から、県の施策との関連性などを考慮し、その適正化を図ります。
- 補助事業については、これまでも運営費補助の廃止など見直しを進めてきたところですが、引き続き公益性の観点等から検証していきます。
- 負担金については、事業の意義や必要性について検証し、真に必要なものについて適切な負担を行うこととします。

<sup>11</sup> 「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」（平成26年8月5日付け総財公第102号自治財政局長通知）

<sup>12</sup> 「組織運営の健全性」、「財務の健全性」のそれぞれの経営評価指標により分析しA～Dの指標を導くことにより、公社等の総合的な取組に係る評価の参考とします。また、当該経営評価指標（第V期公社等外郭団体改革計画進行管理等実施要綱別記様式第2号－2及び第2号－3）は、インターネット等を通じて公表します。

### (3) 委託の在り方の見直し

- 委託業務内容の見直しを随時行うとともに、現在随意契約で委託している業務についても、競争入札の適用の可否について検討します。

### (4) 県職員の派遣の適正化

- 県職員の派遣は、県の施策を推進するために人的援助が必要な場合や、県からの新たな業務受託等に伴い県職員の支援が真に必要な場合に限るものとし、その期間も必要最小限な期間とします。
- 派遣の実施に当たっては、公社等外郭団体総合調整委員会<sup>13</sup>に諮った上で、法令等<sup>14</sup>に基づき、適正な派遣を行います。

### (5) 県退職者の再就職の適正化

- 県退職者の再就職については、公社等の自立に向けて必要な特定の知識・経験・能力等に配慮して適正に行うこととしており、「職員の退職管理に関する条例」(平成27年宮城県条例第80号)に基づき、再就職の透明性、公平性、妥当性を確保しながら適切に運用していきます。
- 県退職者の公社等への再就職の状況については、「職員の退職管理に関する取扱要綱」(平成15年10月24日施行)に基づき、知事部局の部局長、次長、課室長、地方公所長等で退職し再就職した職員について、氏名、退職時の職名、再就職先名等を公表します。

### (6) その他公社等の運営改善等に向けた支援

- 公社等がコンプライアンス<sup>15</sup>を徹底していくよう必要な助言又は指導を行います。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率について、法定雇用率<sup>16</sup>を達成していない公社等に対して、障害者雇用の促進に向け、助言又は指導を行います。
- 公社等への新規又は追加の出資の在り方について、適宜、見直しを行います。
- 統廃合や法人形態の転換等に当たって解決すべき公社等の債権・債務の整理や職員の雇用問題、他の出資者等との調整などについては、公社等と協調して対応し、円滑な移行を支援します。
- 公社等が作成する統廃合等に向けた事務の実施スケジュールの進行管理を行います。
- 経営責任の明確化及び県関与の適正化を図る観点から、代表者への充て職<sup>17</sup>は原則廃止し、また、理事、監事その他役員等についても必要最小限とするよう取り組みます。

<sup>13</sup> 公社等の指定、公社等への職員の派遣、出資など、公社等に関する重要な事項の審議を行うため設置したもので、副知事を委員長とし部局長等で構成しています。

<sup>14</sup> 「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(平成12年法律第50号)、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」(平成13年宮城県条例第63号)及び「公益的法人等への職員の派遣等に関する要綱」(平成14年10月1日施行)など

<sup>15</sup> 事業活動において法律を遵守すること、広くは倫理や道德などの社会的規範を守って行動することであり、一般的には、法令遵守と訳されます。不祥事が与えるダメージは、事態収束のために要する直接コストのみならず、信用失墜、イメージ低下、社会的制裁など極めて大きいことから、不祥事が発生しないようにコンプライアンスを重視することは、公社等の経営の最重要課題の1つです。

<sup>16</sup> 法律の規定に基づき、事業主はその雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上となるよう義務付けられています。

障害者の法定雇用率(平成30年4月1日設定) 特殊法人 2.5%、民間企業 2.2%

※平成33年4月までに、更に0.1%引上げ

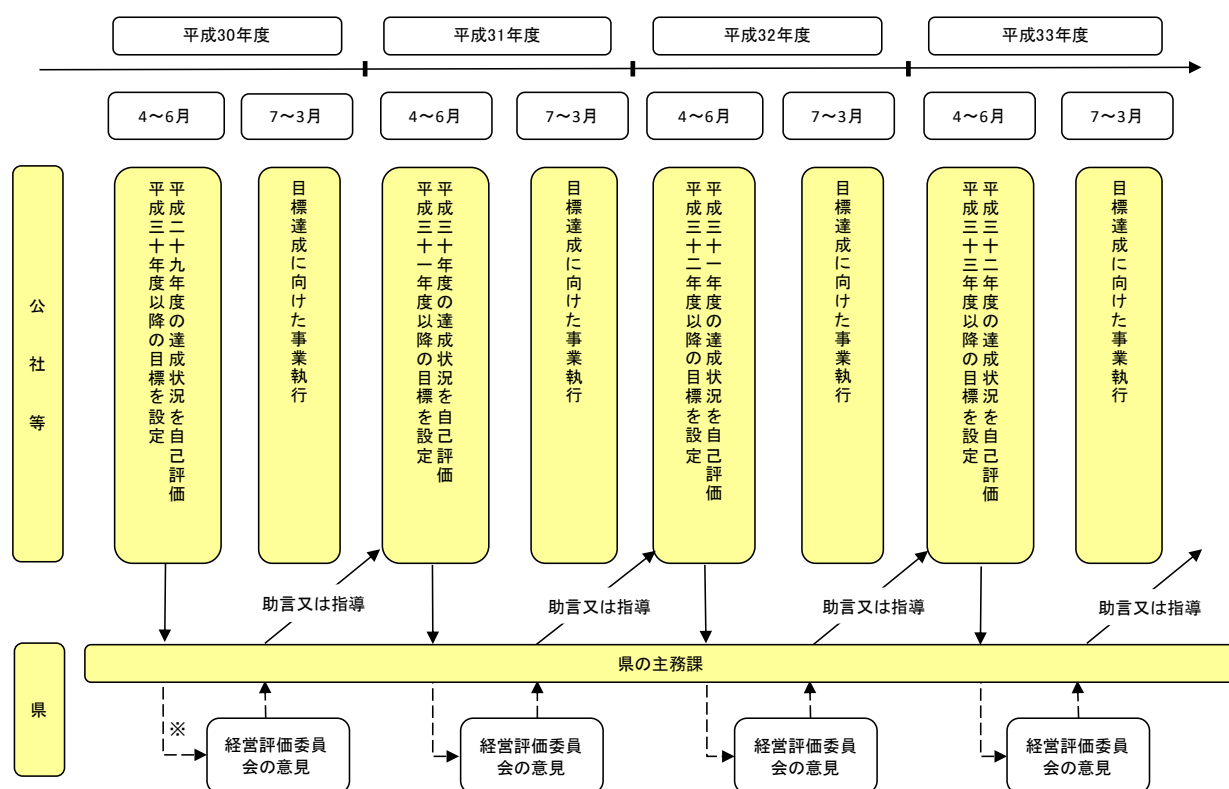
<sup>17</sup> 知事、副知事又は部局長の職(地位)にある者が、恒常的に公社等の代表者等に就任すること。

## 5 公社等の取組

公社等は、今後も社会経済情勢の変化への的確に対応するため、自ら経営改善などを行うとともに、公社等自らの役割・意義を再認識し、自立した経営基盤の下で効果的で効率的な公共サービスを提供していくため、次のような取組を計画的に実施するよう努めるものとします。

### (1) 経営評価の実施

- 公社等自らが、事業実施に先立ち、経営改善のための目標を設定し、事業実施後に実績評価を行って、翌年度以降の経営に反映させる経営評価の取組を引き続き実施します。
- 事業年度終了後に、次のイ～ハの観点について、当該年度の目標と実績の比較、当該年度の実績と前年度及び前々年度までの実績の比較等により、経営指標<sup>18</sup>の分析及び自己評価を行い、団体改革計画表<sup>19</sup>に記載します。評価の結果は、次年度以降の経営に反映させるものとします。
  - イ「公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応」
  - ロ「組織運営の健全性」
  - ハ「財務の健全性」
- 「改善支援団体」に分類された公社等は、経営改善の取組状況について「改革スケジュール及び取組状況報告書<sup>20</sup>」に記載します。



※県は、公社等が行う経営目標・評価等への助言又は指導を行う際、必要に応じて、経営評価委員会の意見を聴きます。

<sup>18</sup> 注釈12で解説。

<sup>19</sup> 公社等が自ら経営目標と実績について評価した結果や本計画における「県の取組」及び「公社等の取組」の実施状況等を取りまとめたものです。また、本計画表は、公社等条例に基づき、議会に報告するとともに、インターネット等を通じて公表します。

<sup>20</sup> 「改善支援団体」が、経営改善の目標達成に向けて取り組んだ内容や、経営評価委員会での意見とその反映状況等を取りまとめたものです。また、本報告書についても、公社等条例に基づき、議会に報告するとともに、インターネット等を通じて公表します。

## (2) 経営基盤の確立

- 公益社団法人・公益財団法人については、役職員数及び報酬・給与等の支給基準を定め、公表するものとします。  
また、その他の公社等については、その事業規模に応じた役職員数及び報酬・給与等の適正化に努めるものとし、特に、県が2分の1以上出えんしている一般社団法人・一般財団法人については、次の事項に努めるものとします。
  - イ 役員の報酬・退職金に関する規程の整備と公開
  - ロ 役職員の報酬・退職金等の水準を地方公務員と比べ不当に高額でないようにすること
  - ハ 役員の在任年齢についての規程の整備
- 会計基準に基づく適正な会計処理に努めるものとします。
  - イ 住宅供給公社においては地方住宅供給公社会計基準、道路公社においては地方道路公社法施行規則、土地開発公社においては土地開発公社経理基準要綱等に基づいて会計処理を行うこと。
  - ロ 会社法法人においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用すること。
  - ハ 公益社団法人・公益財団法人及び一般社団法人・一般財団法人においては、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従う必要があること。
- 資金運用体制を明確化するとともに、運用しようとする資金の性格、運用すべき期間等を踏まえ、あらかじめ、資金の運用に関する方針や、債券で運用する場合の格付けを含めた資金の運用基準を明確にするよう努めるものとします。
- 契約方法を見直し、県からの委託業務や指定管理者制度による公の施設の管理運営業務の一部を再委託する場合は、競争性の確保に努めるものとします。

## (3) 効率的・合理的な組織運営

- 公社等は、事務事業の見直しや不採算事業等の廃止、組織機構のスリム化に努めるものとします。
- 組織及び事業の効率化に資するため、統廃合や法人形態の転換についても、県とともに積極的に検討するよう努めるものとします。
- 統廃合や法人形態の転換等を行う公社等は、移行に必要な清算業務、残余財産の処分等の実施スケジュールを作成し、県と協調して着実な実施を図るものとします。
- 合理的な組織運営を行うため、今後の事業計画や事業展開を踏まえ、長期的な視点に立った計画的な職員の採用・育成に努めるものとします。

## (4) 経営責任の明確化と経営管理及び監査体制の強化

- 公社等は、独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行すべきであることから、経営者の職務権限や責任を明確にしておくよう努めるものとします。
- 役員等の経営幹部へは、経営感覚に優れ、事業に精通した人材の登用が望ましいことから、民間経験者を含む多様な人材の活用に努めるものとします。
- 公社等の自律性を高める観点から、知事等が代表者に就任している公社等については、その必要性を見直し、充て職の廃止に向けた取組に努めるものとします。また、理事、監事その他役員等に係る充て職についても必要最小限とするよう努めるものとします。
- 監事・監査役は、法人の運営が適正に行われるための重要な職責を担う者であり、公社等の運営に係る適正な監査を実施する観点から、選任に当たっては、公認会計士等法人の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する者を外部から選任するよう努めるものとします。

## (5) コンプライアンスの徹底

- 公社等は、県と連携しながら公共サービスを提供する担い手として、県民福祉の向上等に大きな役割を果たしてきていることから、今後も県民からの信頼のもと運営していくためにも、コンプライアンスを徹底していくとともに、職員の意識醸成に努めるものとします。
- コンプライアンスに関する規程やマニュアルの整備及び配布、職員に対して研修の場を設定するなど具体的な啓発活動を実施し、内部牽制を図ります。
- 内部統制システムの導入やBCP（業務継続計画）を作成するなど、業務上のリスク管理や災害時の対応等について危機管理体制の構築に努めるものとします。
- 公社等のコンプライアンス経営を強化するため、「公益通報者保護法」（平成16年法律第122号）に基づく公益通報制度の構築に努めるものとします。
- 「労働契約法」（平成19年法律第128号）の改正による「無期転換ルール」を始め、労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮を行うとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者雇用に努めるものとします。

## (6) インターネット等による情報公開の推進

- 公社等の情報公開に当たっては、インターネットなどを活用し、事業内容及び財務情報等について、県民がより簡単に情報を入手できるよう積極的な情報の提供に努めるもの<sup>21</sup>とします。
- 情報公開に当たっては、「個人情報保護条例」（平成8年宮城県条例第27号）等に基づき、個人情報を適正に取り扱うもの<sup>22</sup>とします。

---

<sup>21</sup> 「情報公開条例」（平成11年宮城県条例第10号）、「出資団体の情報の公表に関する要綱」（平成11年7月1日施行）及び公社等条例に基づく県からの要請により定款、事業報告書（営業報告書）、収支計算書（損益計算書）、貸借対照表等の業務・財務に関する資料の公開に努めることとされています。

<sup>22</sup> 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「個人情報保護条例」に基づき、公社等は個人情報の適正な取扱いを行うこととされています。また、同条例第4条第2項の規定に基づき指定された団体は、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう努めることとされています。



## 第5 進行管理等

### 1 行政改革推進本部における進行管理

県は、知事を本部長とする宮城県行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）において、本計画全体の進行を管理します。

公社等の所管部局長は、県の取組状況を毎年度取りまとめ、本部長に報告します。推進本部では、県の取組状況や、公社等から提出される団体改革計画表に記載された1年間の取組状況及び経営自己評価結果並びに「改善支援団体」に分類された公社等から提出される改革スケジュール及び取組状況報告書を「第V期宮城県公社等外郭団体改革計画の取組成果」（以下「改革計画の取組成果」という。）として取りまとめ、その内容をもとに、必要に応じ本計画の見直しを行うとともに、公社等の所管部局長に対して本部長が必要な指示を行います。

所管部局長は、本部長からの指示事項のほか、経営評価委員会の意見を最大限に反映させ、公社等に対し、必要な助言又は指導を適正に行うこととします。

### 2 公社等外郭団体総合調整委員会における審議

県は、副知事を委員長とする公社等外郭団体総合調整委員会において、毎年度、公社等の指定や分類の見直し、県職員の派遣、公社等への出資、合併・解散、定款の重要な変更等についても、随時、その妥当性等を判断していきます。

### 3 公社等の自己管理等

公社等は、経営評価により、前年度の取組について、「組織運営の健全性」及び「財務の健全性」に関する経営評価指標を活用の上、自ら経営を評価し、その結果及び当該年度以降の経営目標等を団体改革計画表に記載し、知事、教育委員会又は公安委員会（以下「知事等」という。）に提出することとします。

また、「改善支援団体」は、改革スケジュール及び取組状況報告書を作成し、団体改革計画表と併せて提出することとします。

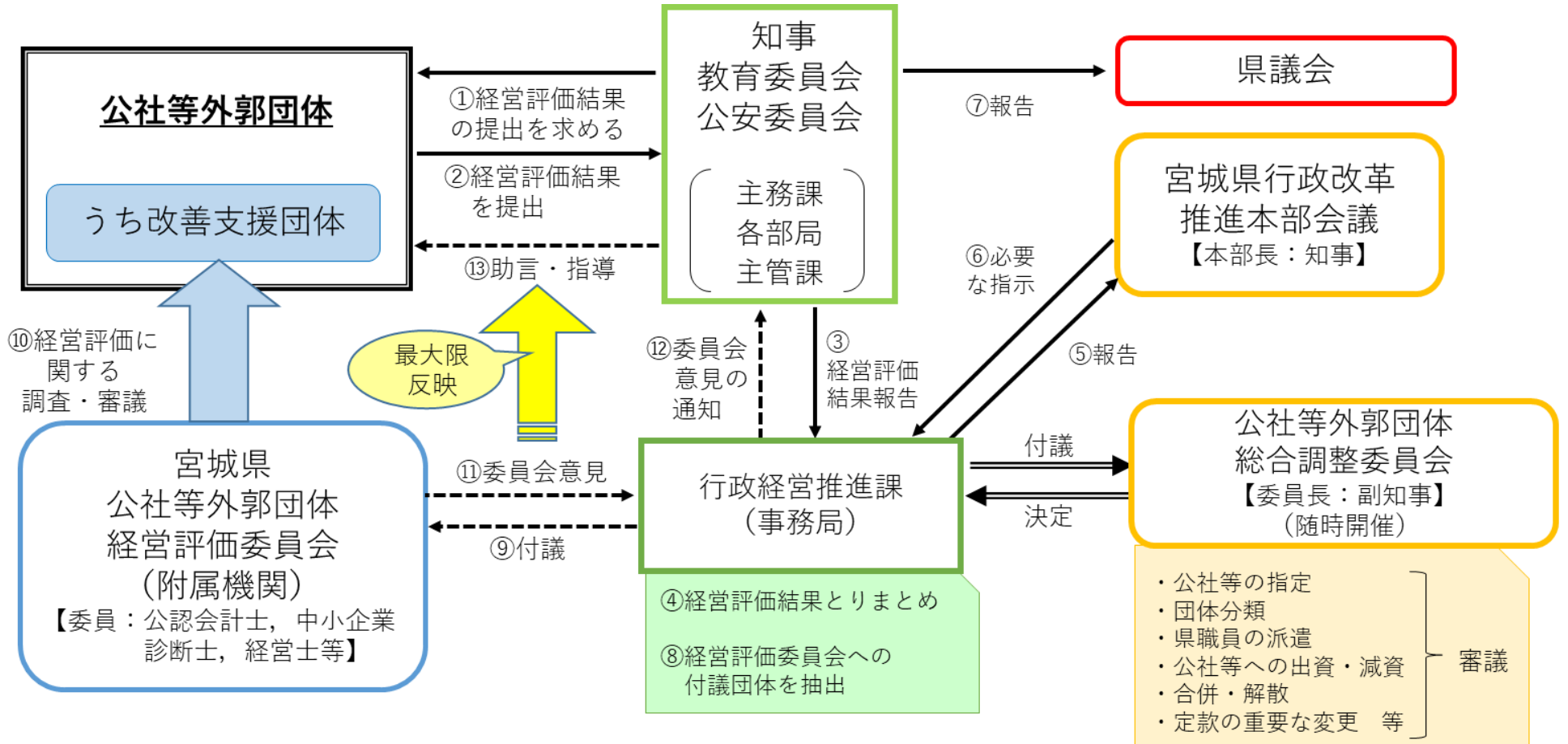
知事等は、公社等からの報告に基づき、推進本部での検討を行います。

### 4 進行管理状況の公表

本計画の進行管理状況については、改革計画の取組成果を取りまとめ、公社等条例に基づき議会に報告するとともに、インターネットで公表します。

行政経営推進課ホームページURL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gyokei/>

【参考】公社等外郭団体改革における関係図



棒線——は、全ての団体に関する関係 (①～⑦)  
 点線----は、改善支援団体に関する関係 (⑧～⑬)

○公社等外郭団体 一覧（平成31年度指定49団体）

（平成31年3月末現在）

団体 番号	団 体 名	県出資額 (千円)	県 出資 割合 (%)	収入に 対する 県補助 金等の 割合 (%) ※	①県出資 割合 →25%以 上	② i 県出 資割合 →20%以 上 25% 未満で最 大出資者	② ii 県の 補助金 等、公の 施設の利 用料金収 入 →25%以 上	② iii 県の 施策との 関連性、 法人設立 への関与 の程度等 により指 定	第V期 計画に おける 団体分類
					条例2-1	条例2-2			
						規則2-1	規則2-2	規則2-3	
1	(公財) 東北自治研修所	50	0.1	37.4			●		自立支援
2	(一社) 宮城県危険物安全協会連合会	0	0.0	72.5			●		自立支援
3	宮城県土地開発公社	50,000	100.0	2.0	●				自立支援
4	仙台臨海鉄道(株)	240,000	33.3	0.0	●				自立支援
5	阿武隈急行(株)	384,000	25.6	2.3	●				改善支援
6	(公財) 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	100,000	37.8	62.0	●		○		自立支援
7	(公財) 宮城県生活衛生営業指導センター	2,000	23.8	89.4			●		自立支援
8	(公財) 宮城県環境事業公社	50,000	33.3	0.0	●				自立支援
9	(公財) 宮城県文化振興財団	1,155,000	99.7	3.0	●				自立支援
10	(公財) 慶長遣欧使節船協会	500,000	50.0	63.4	●		○		自立支援
11	(公社) みやぎ被害者支援センター	0	0.0	36.8			●		自立支援
12	(社福) 宮城県社会福祉協議会	10,000	90.9	18.5	●		○		自立支援
13	(一財) 宮城県地域医療情報センター	0	0.0	92.3			●		自立支援
14	(一社) みやぎ医療福祉情報ネット ワーク協議会	0	0.0	90.5			●		自立支援
15	(一社) 東北地域医療支援機構	3,000,000	96.8	1.7	●				自立支援
16	(公社) 宮城県精神保健福祉協会	0	0.0	99.1			●		自立支援
17	(公財) 宮城県腎臓協会	200,000	39.6	12.2	●				自立支援
18	宮城県信用保証協会	7,387,642	29.7	0.9	●				自立支援
19	宮城県商工会連合会	0	0.0	42.8			●		自立支援
20	宮城県中小企業団体中央会	0	0.0	53.9			●		自立支援
21	(公社) 宮城県トラック協会	0	0.0	69.8			●		自立支援
22	(公財) みやぎ産業振興機構	1,276,776	68.8	32.5	●		○		自立支援
23	宮城県職業能力開発協会	0	0.0	25.9			●	○	自立支援
24	(公社) 宮城県観光連盟	0	0.0	48.5			●		自立支援
25	(公財) 宮城県国際化協会	750,000	71.8	62.8	●		○		自立支援
26	(一財) みやぎ産業交流センター	900,000	50.6	0.0	●				自立支援
27	(株) 仙台港貿易促進センター	710,000	32.5	0.0	●				改善支援
28	(公社) 宮城県国際経済振興協会	0	0.0	89.9			●		自立支援
29	宮城県漁業信用基金協会	811,250	27.3	0.0	●				自立支援
30	宮城県農業信用基金協会	694,700	15.1	0.0				●	自立支援
31	(公社) 宮城県物産振興協会	0	0.0	4.9				●	改善支援
32	(公社) みやぎ農業振興公社	1,722,600	61.0	37.1	●		○		自立支援

団体 番号	団 体 名	県出資額 (千円)	県 出資 割合 (%)	収入に 対する 県補助 金等の 割合 (%) ※	①県出資 割合 →25%以 上	② i 県出 資割合 →20%以 上 25% 未満で最 大出資者	② ii 県の 補助金 等、公の 施設の利 用料金収 入 →25%以 上	② iii 県の 施策との 関連性、 法人設立 への関与 の程度等 により指 定	第V期 計画に おける 団体分類
					条例2一	条例2二			
						規則2一	規則2二	規則2三	
33	(一社) 宮城県農業会議	0	0.0	65.2			●		自立支援
34	(公社) 宮城県青果物価格安定相互 補償協会	172,000	41.5	0.0	●				改善支援
35	(一社) 宮城県畜産協会	147,500	57.5	1.4	●				自立支援
36	宮城県土地改良事業団体連合会	30,000	2.1	30.8			●	○	自立支援
37	(公財) みやぎ林業活性化基金	250,000	49.9	13.9	●				自立支援
38	(一社) 宮城県林業公社	100,000	86.9	71.9	●		○		改善支援
39	(公財) 宮城県水産振興協会	50,000	19.4	53.9			●	○	自立支援
40	(公社) 宮城県建設センター	0	0.0	17.3				●	自立支援
41	(一財) みやぎ建設総合センター	150,000	46.2	0.0	●				改善支援
42	宮城県道路公社	9,765,000	100.0	51.7	●				自立支援
43	(公財) 宮城県フェリー埠頭公社	20,000	100.0	0.0	●				自立支援
44	宮城県開発(株)	30,000	33.3	0.4	●				自立支援
45	塩釜港開発(株)	334,000	28.3	0.0	●				改善支援
46	仙台空港鉄道(株)	3,769,000	52.9	0.0	●				改善支援
47	宮城県住宅供給公社	20,500	93.8	28.5	●		○		自立支援
48	(公財) 宮城県スポーツ協会(※)	325,000	51.0	-	●				自立支援
49	(公財) 宮城県暴力団追放推進センター	300,000	48.4	21.9	●				自立支援

※平成31年度の指定においては、県出資額は平成30年度の数値を、県補助金等割合は平成29年度実績の数値を使用しています。  
 ※指定に当たっては、①→② i →② ii →② iiiの順に団体をチェックし、該当した要件に指定要件として「●」印を付しています。(要件が重複している場合、上位の要件(指定要件)に「●」、下位の要件に「○」を付しています。)

#### 公社等指定要件

- ① 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で、県の出資割合が4分の1以上のもの(条例第2条第1号)
- ② i 県の出資割合が5分の1以上4分の1未満であり、かつ、県が当該法人の最大株主又は最大出資者となっているもの(規則第2条第1項第1号)
- ② ii 県の補助金等が、総収入の4分の1以上のもの(規則第2条第1項第2号)  
 なお、補助金等には、以下のものは含まない(規則第2条第2項)
  - 一 施設整備等を目的とする単年度の補助金その他これに類するもの
  - 二 一般競争入札等の競争により業務委託の相手方を選定した場合における当該業務委託に係る委託金
  - 三 公募の手続を経て指定された指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合における当該公の施設の管理に係る委託金及び利用料金
- ② iii その他、県の施策との関連性、法人設立への県関与の程度などから、①に準じて取り扱う必要があるもの(規則第2条第1項第3号)  
 条例＝宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例(平成16年宮城県条例第54号)  
 規則＝同条例施行規則

## ○平成31年度に指定する公社等外郭団体の分類

### 1 改善支援団体（8団体）

阿武隈急行株式会社	株式会社仙台港貿易促進センター
<u>公益社団法人宮城県物産振興協会</u>	<u>公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会</u>
一般社団法人宮城県林業公社	<u>一般財団法人みやぎ建設総合センター</u>
<u>塩釜港開発株式会社</u>	仙台空港鉄道株式会社

### 2 自立支援団体（41団体）

公益財団法人東北自治研修所	一般社団法人宮城県危険物安全協会連合会
宮城県土地開発公社	仙台臨海鉄道株式会社
公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター
公益財団法人宮城県環境事業公社	公益財団法人宮城県文化振興財団
公益財団法人慶長遣欧使節船協会	公益社団法人みやぎ被害者支援センター
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	一般財団法人宮城県地域医療情報センター
一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会	一般社団法人東北地域医療支援機構
公益社団法人宮城県精神保健福祉協会	公益財団法人宮城県腎臓協会
宮城県信用保証協会	宮城県商工会連合会
宮城県中小企業団体中央会	公益社団法人宮城県トラック協会
<u>公益財団法人みやぎ産業振興機構</u>	宮城県職業能力開発協会
公益社団法人宮城県観光連盟	<u>公益財団法人宮城県国際化協会</u>
一般財団法人みやぎ産業交流センター	公益社団法人宮城県国際経済振興協会
宮城県漁業信用基金協会	宮城県農業信用基金協会
<u>公益社団法人みやぎ農業振興公社</u>	一般社団法人宮城県農業会議
一般社団法人宮城県畜産協会	宮城県土地改良事業団体連合会
公益財団法人みやぎ林業活性化基金	公益財団法人宮城県水産振興協会
公益社団法人宮城県建設センター	宮城県道路公社
公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社	宮城県開発株式会社
<u>宮城県住宅供給公社</u>	公益財団法人宮城県スポーツ協会
公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター	

### 3 進行管理団体（0団体）

- (注) 下線付き：IV期計画と分類が変更となる団体  
 網掛け：他団体が筆頭出資者となっている団体

○改善支援団体に対する県の改革の進め方（8団体）

（平成31年3月末現在）

団体名	県の改革の進め方
阿武隈急行株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現経営健全化計画（平成26年度～平成30年度）の検証を福島県及び沿線市町とともにを行い、その結果を平成30年度に団体が策定する次期経営健全化計画（平成31年度～平成35年度）及び長期経営計画（平成26年度～平成35年度）の見直しに反映させることにより、団体の収支健全化に向けた取組がより実効性の高いものとなるよう助言又は指導を行います。</li> <li>・平成30年度において両県と沿線市町が共同して「阿武隈急行沿線公共交通網形成計画」を策定し、同線の利用促進に関する各自治体の支援姿勢と具体的取組の明確化を図ります。</li> </ul>
株式会社仙台港貿易促進センター	<p>アクセル事業を県に売却後、仙台港国際物流ターミナル事業等を柱に堅調な経営を継続してきたことから、引き続き団体の累積欠損金の縮減・解消に向けて、出資者として必要な助言又は指導を行います。</p>
公益社団法人宮城県物産振興協会	<p>団体は、将来を見据えた経営基盤の確立を図るために検討会議を設置して中長期的な経営改善方法等の検討に着手しているところであり、その議論を注視しながら当該団体の収支改善や事業見直しなどに関して必要な助言又は指導を行います。</p>
公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会	<p>関係機関との連携強化などにより、生産者への制度加入啓発に努め、また団体に対し適正な資金管理・運営ができるように必要な助言又は指導を行うことで、経常収支の改善に取り組んでいきます。</p>
一般社団法人宮城県林業公社	<p>平成25年10月の特定調停成立を経て第三セクター等改革推進債を活用し、経営改善を図ったところであるが、引き続き最終的な県民負担の更なる圧縮と本県林業の振興、森林の公益的機能の発揮に対する一層の貢献に向け、自立的経営の確立のための更なる経営改善について、必要な助言又は指導を行います。</p>
一般財団法人みやぎ建設総合センター	<p>平成31年3月に本県が策定した「経営健全化方針」に基づき、県内の建設業界におけるセンターの必要性や存在意義を改めて明確にするとともに、収益の減少により発生した累積欠損金の縮減・解消に向け、団体へ県事業の委託を行うなど新たな収入確保策に向けた取組の強化及び事業の見直しによる経費の削減などによる経営改善の取組について、必要な助言又は指導を行います。</p>
塩釜港開発株式会社	<p>団体の累積欠損金の解消に向けて、経営改善等の対応策について、筆頭出資者として主導的役割を果たしている塩竈市と連携して、必要な助言又は指導を行います。</p>

団体名	県の改革の進め方
<p>仙台空港鉄道株式会社</p>	<p>平成31年3月に本県が策定した「経営健全化方針」及び団体が策定した「中期経営計画（2018年度（平成30年度）～2027年度）」に基づく経営改善が着実に進められるよう、必要な助言又は指導を行います。</p> <p>また、団体の事業である仙台空港アクセス鉄道の利用拡大及び利便性向上のため、関係機関と連携した取組支援を実施します。</p>